

# 土浦市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成30年3月1日  
土浦市教育委員会制定

## (目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、土浦市立の学校に属する教職員（臨時的に任用される職員及び常勤を要しない職員を含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

## (学校の範囲)

第2条 対応要領で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校とする。

## (不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 教職員は、前項の不当な差別的取扱いをしないように、別に定める事項に留意するものとする。

## (合理的配慮の提供)

第4条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 教職員は、合理的な配慮を提供するに当たり、別紙に定める事項に留意するものとする。

(学校長の責務)

第5条 教職員のうち、学校長（小学校、中学校及び義務教育学校の学校長並びに幼稚園の園長をいう。以下同じ。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意し、障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意するとともに、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、所属する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、所属する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 学校長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 教職員が障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合は、その行為の態様によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがあることに留意しなければならない。

(相談体制の整備)

第7条 教職員による障害を理由とする差別を受けた障害者及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談等に的確に対応するため相談窓口を教育委員会指導課に置く。

2 相談等を受ける場合は、相談者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、FAX、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 相談窓口は、相談者から相談等の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取し、事実確認をした上で、相談対象事案があると認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止策等を採用するものとする。

- 4 相談窓口寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 5 相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第8条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 新たに教職員となった者に対しては障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、新たに学校長となった教職員に対しては障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ研修を実施するものとする。
- 3 教職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図るものとする。

付 則

この要領は、公表の日から施行する。

## 土浦市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第3条第2項に係る留意事項

土浦市立学校に属する教職員（臨時的任用職員を含む）は、土浦市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第3条第2項の規定に基づき、次に定める事項について不当な差別的取扱いをしないように留意するものとする。

### 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限し、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや合理的配慮の提供等をするために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

### 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

学校（幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。）においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の

事案ごとに，障害者，第三者の権利利益（例：安全の確保，財産の保全，損害発生の防止等）及び学校の事務又は事業の目的，内容，機能の維持等の観点に鑑み，具体的場面や状況に応じて総合的，客観的に判断することが必要である。

教職員（土浦市立学校に属する教職員をいい，臨時的に任用される職員及び常勤を要しない職員を含む。以下同じ。）は，正当な理由があると判断した場合には，障害者にその理由を説明するものとし，理解を得るよう努めるものとする。

### 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は，以下のとおりである。

なお，第2で示したとおり，不当な差別的取扱いに相当するか否かについては，個別の事案ごとに判断されることとなる。

また，以下に記載されている具体例については，正当な理由が存在しないことを前提としていること，さらには，それらはいくまでも例示であり，記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

- 障害を理由に学校への入学又は授業，課外活動若しくは式典への参加を拒むことや，これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付ける。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に，当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり，正当に評価しなかったりする。
- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を劣後する。
- 障害を理由に資料の送付，パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に学校の施設の利用を拒否する。

（不当な差別的取扱いに当たらない具体例）

- 学校において合理的配慮を提供等するために必要な範囲で，プライバシーに配慮しつつ，障害のある幼児，児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者等に障害の状況等を確認する。
- 障害のある児童等のために，通級による指導を実施するとき，又は特別支援学級において，特別の教育課程を編成する。

## 第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、障害者が受ける制限が障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていないなどの理由で、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めるものとする。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。

したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。

また、障害の状態等が変化することもあるため、特に障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- 5 事務又は事業の全部又は一部を委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努める必要がある。

## 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、以下の要素等を考慮した具体的な検討をせずに教職員の過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

教職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努める必要がある。

## 第6 合理的配慮の具体例

第4に示したとおり、合理的配慮は、具体的な場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、次に示されているものは、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としているものであり、次に示されているもの以外は配慮する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的なニーズ等に応じて対応する必要がある。

(物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例)

- 災害や事故が発生した際、学校内の放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある児童等に対し、手書きボード等を用いて分かりやすく案内し、誘導を図る。
- 学校の管理する施設・敷地内において、段差がある場合に、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す、パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、教室等の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい児童等から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該児童等に事情を説明し、近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 移動に困難のある児童等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室に早めに案内し、移動を促したりする。

- 聴覚過敏の児童等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減したり，視覚情報の処理が苦手な児童等のために黒板周りの掲示物等の情報を減らしたりするなど，個別の事案ごとに特性に応じて教室の環境を変更する。
- 目的の場所までの案内の際に，児童等の歩行速度に合わせた速度で歩いたり，前後・左右・距離の位置取りについて，当該児童等の希望を聞いたりする。
- 介助等を行う保護者，支援員等の教室への入室，授業や試験でのパソコン入力支援，移動支援，待合室での待機を許可する。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい児童等に対し，教職員が書類を押さえたり，バインダー等の固定器具を提供したりする。

（意思疎通の配慮の具体例）

- 学校等において，筆談，要約筆記，読み上げ，手話，点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う。
- 視覚に障害のある児童等には，聞くことで内容が理解できる説明をしたり，拡大コピー，拡大文字又は点字を用いた資料を提供したり，遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等を活用したりする。
- 聴覚に障害のある児童等には，視覚的な情報を提供し，視覚にも障害のある場合には，手のひらに文字を書いて伝える。
- 知的障害のある児童等には，伝える内容の要点を筆記したり，漢字にルビを振ったり，単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分ち書き」をしたり，なるべく具体的な言葉を使用し，なじみのない外来語は避ける。
- 知的障害，発達障害，言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な児童等に対し，絵や写真カード，コミュニケーションボード，タブレット端末等のICT機器を活用し，視覚的に伝えるための情報の文字化をしたり，質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにしたりするなどにより意思を確認したり，本人の自己選択・自己決定を支援したりする。
- 比喩表現等の理解が困難な児童等に対し，比喩や暗喩，二重否定表現などを用いずに説明する。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 学校等において、事務手続の際に本人、保護者等の了解を得て、教職員や支援員等が必要書類の代筆を行う。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、本人に説明の上、状況に応じて別室を用意する。
- 学校等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保する。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳し、又は拡大したものやテキストデータを事前に渡す。
- 聞こえにくさのある児童等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替の問題を用意したりする。
- 知的発達が遅れにより学習内容の習得が困難な児童等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。
- 肢体不自由のある児童等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりする。
- 日常的に医療的ケアを要する児童等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等を行わないようにする。
- 慢性的な病気等のために他の児童等と同じように運動ができない児童等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。
- 治療等のため学習できない期間が生じる児童等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫する。
- 読み・書き等に困難のある児童等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりする。

- 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。
- 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に難がある児童等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりする。  
また、こだわりのある児童等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりする。

## 第7 学校教育における相談体制の整備に関する留意点

- 1 学校長は、特別支援教育の実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、特別支援学校のセンター的機能等も活用しながら、学校内の体制の整備を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導するものとする。
- 2 学校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、特別支援教育コーディネーターの適正な配置に配慮するものとする。
- 3 学校長は、全校的な支援体制を確立し、障害がある又はその可能性があり特別な支援を必要としている児童等の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置するものとする。
- 4 学校においては、本人、保護者等から相談を受けた担任や特別支援教育コーディネーターとの対話による合意形成が困難である場合には、学校長のリーダーシップの下、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、合意形成に向けた検討を組織的に行うものとする。

## 第8 学校教育における研修・啓発に関する留意点

- 1 障害のある児童等と障害のない児童等の交流及び共同学習は、特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であり、障害のない児童等の

保護者が障害のある児童等の保護者と学校教育に関わることにより，障害のある人に対する理解を深めていくことが重要である。

- 2 学校においては，児童等の指導や保護者との連絡に携わる教職員一人一人が，学校教育が担う重要な役割を認識し，研修等を通じて，法の趣旨を理解するとともに，障害に関する理解を深めることが重要である。